

国から地方へ…

国(所得税)から
地方(住民税)へ
3兆円の税源が
移譲されます

平成19年から税源移譲によって

都道府県民税 市区町村民税

住民税が

変わります。

? どうして変わるの
どう変わるの
税負担はどうなるの



★住民税と所得税の人的控除差について

住民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差(下記例参照)があります。したがって同じ収入金額でも、住民税の課税所得は、所得税よりも多くなっていますので、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことになります。

このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税を減額することによって、納税者の税負担が変わらないようにしています。

(例) 住民税と所得税の人的控除額

	住民税	所得税	控除額の差
基礎控除	33万円	38万円	5万円
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円

★住宅ローン減税について

平成18年までの入居者について、今回の税源移譲によって、平成19年以降の所得税における住宅ローン控除による減税額が減ってしまう場合には、お住まいの市区町村に申請していただくことで、その分を翌年度の住民税で減税することとしています。

住民税について

住民税には、均等の額によって負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割」があり、通常、都道府県の税である都道府県民税と市区町村の税である市区町村民税をあわせて住民税と呼びます。

所得税が1年間の所得に対してその年に課税されるのに対し、住民税の所得割は前年の所得に対して課税されます。なお、住民税の徴収は、都道府県民税と市区町村民税をあわせて市区町村が行うこととなっています。

★納税方法は?

●サラリーマン(給与所得者)の場合

1年分を毎年6月から翌年5月までの12ヶ月に分けて勤務されている会社などが毎月の給与から天引き(特別徴収)しています。給与明細などで一度確認してみてください。

●年金所得者・事業所得者等の場合

市区町村から各個人あてに直接送付される納付書(普通徴収)により、通常6月・8月・10月・翌年1月の年4回に分けて納税していただきます(口座振替により納めることも可能です)。

このリーフレットの内容は、平成18年度税制改正における地方税法の改正内容等に基づき作成されたものです。税源移譲に関する改正は、平成19年度分の住民税から適用される予定ですが、詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村などにお尋ねください。

国から地方へ

平成19年から税源移譲によって

あなたの住民税が変わります。

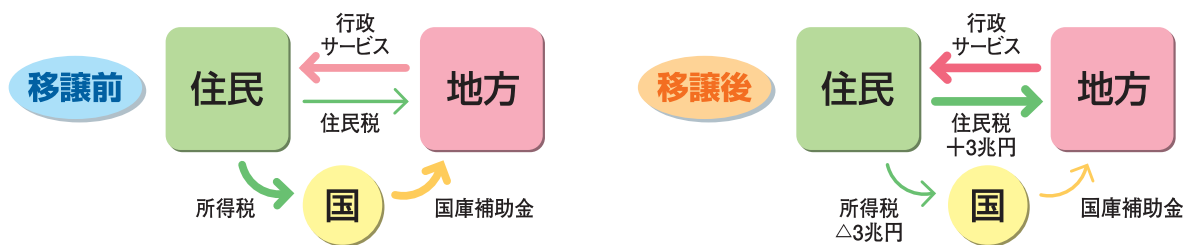
都・道・府・県民税 市・区・町・村民税

Q どうして変わるの？

A より身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国から地方へ税源の移譲が行われるからです。

「地方でできることは地方に」という方針のもと進められている三位一体改革。地方団体は国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており、その行財政システムは必ずしも自主性が高いとはいえません。

このため、地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう国税から地方税へ、税そのものの形で3兆円の税源移譲をすることになりました。

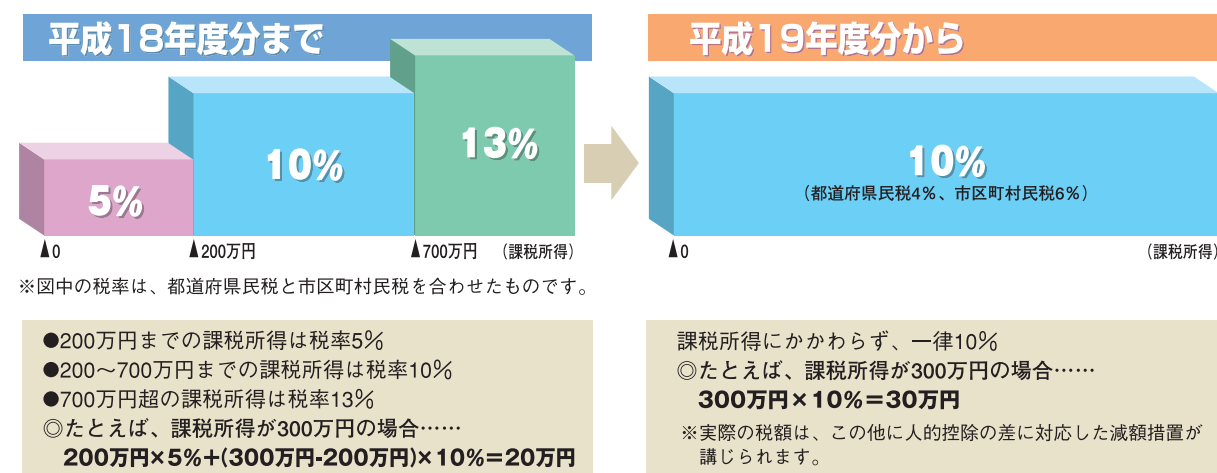


Q どう変わるの？

A 住民税所得割の税率が10%に統一されます。

住民税所得割の税率は従来3段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないに関わらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました(応益原則の明確化)。

これによって高額所得者の多い地域に税収が集中することなく税源移譲が可能となります(税源の偏在度の縮小)。※この改正は、平成19年6月徴収分から適用されます。



各地方団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められてきた三位一体改革。その一環として、国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源移譲が行われます。税源移譲に伴い、みなさんが納めている住民税が平成19年度分から大きく変わります。

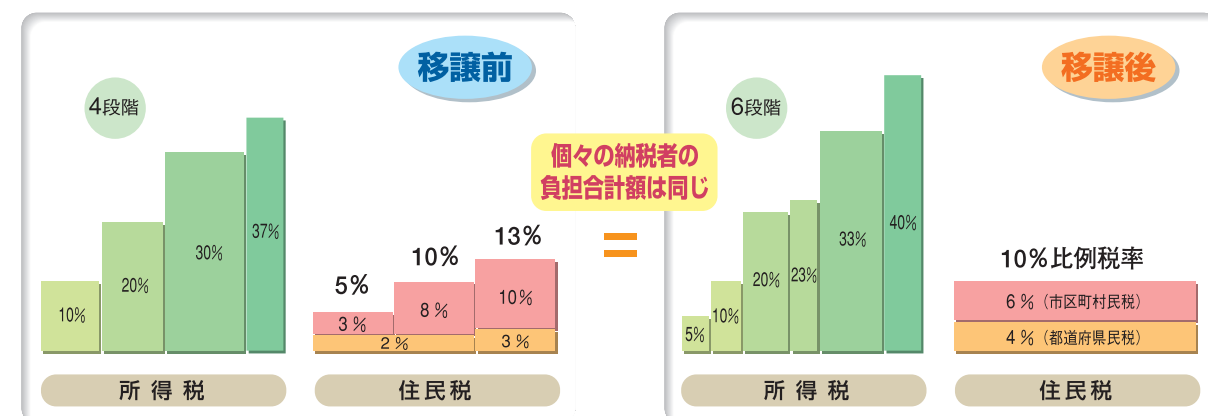


Q 税負担は増える？減る？

A ご安心ください。税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。

住民税所得割の10%比例税率化に伴い、国が集める国税(=所得税)の税率構造も見直されます。住民税については最低税率が5%→10%に引き上げ、最高税率が13%→10%に引き下げとなっていますが、所得税は逆に最低税率が10%→5%に引き下げ、最高税率が37%→40%に

引き上げとなります。また、人的控除の差に対応した減額措置なども講じられます。これらの措置により、税源移譲の前後で「住民税+所得税」の納税者の負担は変わりません。



●独身者の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	
300万円	124,000	64,500	188,500	0円
500万円	258,000	163,000	421,000	0円
700万円	474,000	307,000	781,000	0円
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000	0円

●夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	0円

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率減税が廃止される等の影響があることに留意ください。